令和5年第5回 神川町農業委員会総会議事録

| 開催年月日及び開催場所 | | 令和5年5月25日(木) 神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室 | | | | | | | | |
|-------------|-------|----------------------------------|------------------|--------|-------------|--------|------|--------|-------|------|
| 開議時刻及び宣告者 | | 午後1時 | 午後1時30分 会長 櫻澤 泰信 | | | | | | | |
| 閉 | 会時刻 | 及び宣告者 | 午後2時 | 35分 | 会長 櫻澤 泰信 | | | | | |
| Ē | 議長 | 櫻 澤 泰 | · 信 | 議事 | 参与制限委員数 | なし | 1 | 旁聴者数 | 1 | 名 |
| 出席した | た事務局職 | 遺 事務局長:堀口 | 二三夫 | 事務局長補係 | 左:高橋 和宏 主事者 | 浦:月岡 颯 | 空 経済 | 観光課農政担 | 当主査:吉 | 田 拓二 |
| | 席次 | 氏 名 | 出欠 | 席次 | 氏 名 | 出欠 | 席次 | 氏 | 名 | 出欠 |
| | 1 | 松原 良治 | 0 | 9 | 藤牧 重徳 | 0 | 推4 | 西口学 | | 0 |
| 委 | 2 | 原口 幸雄 | 0 | 1 0 | 坂本 等 | 0 | 推5 | 福嶋志信 | | 0 |
| 員 | 3 | 長谷川 隆 | 0 | 1 1 | 野村 清太郎 | 0 | 推6 | 安達 彰 | | 0 |
| 出席 | 4 | 四方田 芳泰 | 0 | 1 2 | 佐藤 文雄 | 0 | 推7 | 町田 貴 | | 0 |
| 米 | 5 | 町田 雅文 | 0 | 1 3 | 櫻澤 泰信 | 0 | 推8 | 伊藤光松 | 推 | 欠 |
| 況 | 6 | 松本 由紀子 | 0 | 推1 | 金井 豊 | 0 | 推9 | 筑 幸広 | | 0 |
| | 7 | 関根 豊 | 0 | 推2 | 堀内 康男 | 0 | 推10 | 新井 美筆 | 危 | 0 |
| | 8 | 木村 豊 | 0 | 推3 | 金井 眞澄 | 0 | 推11 | 須川 朋和 | | 欠 |

会議進行状況

| 会議事項 | 発言者 | 顛 末 |
|-------------|------|---|
| | 事務局長 | 定刻となりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。 |
| | | 農業委員会会議規則第4条の規定により、議事の進行は会長にお願いします。 |
| 開会 | 議長 | ただいまから、令和5年第5回農業委員会の総会を開会いたします。 |
| | | 出席委員は、13名全員が出席です。定足数に達していますので総会は成立いたします。 |
| | | それでは、慎重審議をお願いいたしまして議事に入りたいと思います。 |
| 議事 日程第1 | 議長 | 日程第1の議事録署名人及び書記の指名を行います。 |
| 議事録署名人及び書記の | | 神川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名人を指名します。 |
| 指名について | | 議事録署名人は、11番 野村委員、2番 原口委員にお願いいたします。 |
| | | 書記は、事務局の高橋君、月岡君を指名いたします。 |
| 日程第2 第17号議案 | 議長 | 続きまして、日程第2に移ります。 |
| 農地法第5条の規定によ | | 第17号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について を議題とします。 |
| る許可後の計画変更申請 | | 農地法第5条第3項の規定により、別紙計画変更申請に対する意見を決定したいのでこの案を提出す |
| について | | るものです。関連がありますので事務局は1番から4番を一括して説明をお願いします。 |
| | 事務局 | 議案書3ページからの申請番号1番から4番は、○○株式会社による砂利採取事業に係る一連の案件 |
| | | であるため、一括してご説明させていただきます。 |
| | | 本案件は、昨年5月の総会で審議され、同年6月に県の許可を受けました砂利採取事業に係る一時転 |
| | | 用の計画変更申請になります。 |
| | | 申請地につきましては、○○の南西およそ500mの位置に広がる農振農用地区域内の農地、いわゆ |
| | | る青地農地です。詳しくは議案書13ページの位置図、14ページの案内図をご覧ください。 |

| 会議事項 | 発言者 | |
|--|-------|--|
| | | 計画変更の内容としましては、工事開始時期に天候不良の日が多く採取開始が遅れたことや、コロナ |
| | | ウイルス感染症の影響による作業員の不足により、作業工程に大幅な遅れが生じたことから、採取期間 |
| | | を6ヶ月間延長するものです。 |
| | | 採取期間以外の計画については変更ありませんが、15ページに土地利用計画図と、別添で詳細図を |
| | | お付けしてありますのでご確認ください。 |
| | | 説明は以上になります。ご審議の程よろしくお願いします。 |
| | 議長 | ただいまの案件について、地区担当の藤牧委員からご意見があればお願いします。 |
| | 藤牧委員 | 現地を見ますと砂利の採取は終わっていて、これから埋戻しの作業に入るところのようでした。特に 問題ないと考えています |
| | 議長 | それでは質疑に入りたいと思います。 |
| | | 申請番号1番から4番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。 [質疑なし] |
| | 議長 | よろしいですか。無いようなので採決に入ります。 |
| | | 第17号議案1番から4番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| | | 〔全員举手〕 |
| | 議長 | 全員賛成ということで、第17号議案1番から4番については、承認相当と意見を付して県知事に進 |
| | | 達いたします。 |
| DATE for a large of the same o | -24 🛱 | |
| 日程第3 第18号議案 | 議長 | 続きまして、日程第3に移ります。 |
| 神川町農用地利用集積等 | | 第18号議案 神川町農用地利用集積等促進計画(案)について を議題とします。 |
| 促進計画(案)について | | 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画に対 |

| 会議事項 | 発言者 | 顛 末 |
|------|-----|--|
| | | する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は説明をお願いします。 |
| | 事務局 | 農業経営基盤強化促進法の改正により、従来の農用地利用集積計画と農用地利用配分計画が統合され、本年度から農用地利用集積等促進計画に一本化されました。 農用地利用集積計画については2年間の経過措置期間があるため、貸し手から農地中間管理機構への貸付は農用地利用集積計画を定め、農地中間管理機構から借り手への転貸は農用地利用集積等促進計画を定めることとなっています 議案書10ページをご覧ください。本計画案の3件は、今まで耕作をしていた方が経営規模を縮小したため、新たな耕作者に再配分するものです。 1番の受人は〇〇地区にお住まいで、主に水稲の栽培を行っております。農業用機械はトラクター、コンバイン、田植機、管理機、乾燥機、軽トラックを1台ずつ所有しております。この方は、申請地以外にも農地中間管理事業を通して農地を借りて耕作している実績があります。 2番の受人は〇〇市にお住まいで、主に水稲の栽培を行っております。農業用機械は乾燥機を5台、トラクター、トラックをそれぞれ3台、田植機、管理機をそれぞれ2台ずつ所有しております。この方 |
| | 議長 | は、申請地以外にも農地中間管理事業を通して農地を借りて耕作している実績があります。 3番の受人は○○地区にお住まいで、主に水稲の栽培を行っております。農業用機械はトラクター、 コンバイン、田植機、乾燥機、トラックを1台ずつ所有しております。今回初めて農地中間管理事業を 通じて農地を借り受けます。 説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。 |
| | | 神川町農用地利用集積等促進計画(案)について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。 〔質疑なし〕 よろしいですか。無いようなので採決に入ります。 |

| 会議事項 | 発言者 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
|-------------|--------|---|
| | | 第18号議案について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 |
| | | 〔全員挙手〕 |
| | | 全員賛成ということで、第18号議案については異議なしと回答いたします。 |
| | | |
| 日程第4 第19号議案 | 議長 | 続きまして、日程第4に移ります。 |
| 神川町農業振興地域整備 | | 第19号議案 神川町農業振興地域整備計画の変更について を議題とします。 |
| 計画の変更について | | 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、別冊計画変更に対する |
| | | 意見を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願いします。 |
| | *** C | #################################### |
| | 事務局 | 農業振興地域整備計画の変更について、農政担当、吉田より説明させていただきます。 |
| | (農政担当) | 議案説明に入る前に、農業振興地域整備計画の変更について少しお話をさせていただきたいと思いま |
| | | す。本日お配りした資料の中に、「農振除外についての説明資料」という両面1枚紙の資料がありますの |
| | | で、ご確認ください。 |
| | | 委員の皆様もご存知のとおり、田んぼや畑などの農地は、法律等により、農業以外の用途に利用する |
| | | ことが制限されています。農地に住宅や工場等を建設したり、駐車場や資材置き場として利用しようと |
| | | する場合など、農地を農地以外に利用する場合には、農振除外や農地転用の手続きが必要となります。 |
| | | 農業振興地域整備計画の変更とは、町の計画の中で、優良農地として守っていく農地である、農用地 |
| | | 区域から除外し、「農業振興地域の整備に関する法律」の規制から外す事をいいます。いわゆる青地から |
| | | 白地への除外です。 |
| | | 青地の土地では、原則として農地以外で利用することはできません。農地以外に利用したい場合は、 |
| | | まず、青地から除外を行って白地にした上で、農地の転用許可を受ける必要があります。 |
| | | 除外できる条件等については資料に記載されていますので、後でご確認いただきたいと思います。 |
| | | 除外申請については、毎年4月と10月の年2回受け付けており、今回は4月分の申請となります。 |
| | | それでは始めに、1番の申請について説明します。お手持ちの資料の見出しの1番を見ていただきた |

| 会議事項 | 発言者 | 顛 末 |
|------|----------|--|
| | | いと思います。申請地は○○から東に500mほど行き、○○がある交差点を右にまがり、○○を過ぎたところです。 申請者は○○地区に事業所を置く有限会社○○です。除外の目的は、「事業所がその近傍に設置する資材置き場」に該当します。既存敷地の拡張ではないため、1/2以内の面積要件はありません。現状では重機や工事に必要な資材を置ききれず、直接資材等を現場へ搬入している状況です。小分けでの搬入となるため経費がかかり、工事の工程管理にも支障がでていることから、新たに資材置き場を確保することが急務となったことから今回の申請に至りました。申請面積については644㎡。他の候補地を10か所ほど探しましたが、今回の申請地以外に条件の合う土地はありませんでした。今回の申請にあたり、所有者、隣地からの同意も得られており、周辺農地への支障もありません。こちらは旧神川東部土地改良区で平成元年に面的工事を実施した区域です。1番の概要については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。 |
| | 議長 | 1番について、地区担当の松本委員からご意見があればお願いします。 |
| | 松本委員 | 特にありません。 |
| | 議長 | それでは質疑に入りたいと思います。 第19号議案1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。 |
| | 佐藤委員 | 説明の中で敷地拡張ではないということでしたが、事業所は隣接していないのですか。この地図にある○○番と○○番は申請した方の住居ですか。 |
| | 事務局 (農政) | ○○番は住居で○○番が車庫兼器具置場となっておりまして、いずれも申請地に隣接しております。 |

| 会議事項 | 発言者 | 顛 末 |
|------|---------|--|
| | 佐藤委員 | この申請地は購入する予定なのですか。転用の際は敷地拡張であれば許可になると思うのですが、これは農地法のどの規定で許可になるのですか。参考のために聞きたいのですが。 |
| | 事務局 | 私の方から回答させていただきます。県の担当者から話を聞いたわけではありませんが、敷地拡張ではないということですので、施行規則第33条第4号に規定されます「申請に係る土地の周辺の地域に居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という例外規定に該当するのではないかと思います。 |
| | 佐藤委員 | 県の担当はこの除外は問題ないと言っているのですね。転用許可もできると。 |
| | 事務局(農政) | 県との事前協議では問題ないということで回答いただいております。 |
| | 木村委員 | 以前、〇〇地区の事業所は1/2までしか許可されず、わずかな面積の農地を分筆して残されました。 今回も事業所が隣にあって同じ条件だと思うのですが違いは何でしょうか。この案件は敷地拡張だと私 は解釈しているのですが、この違いを明確にしてもらわないと、今後聞かれた際にはどう答えて良いの かわかりません。 |
| | 佐藤委員 | 私も同じ考えです。 |
| | 松本委員 | 前回のようなときは農業委員会の意見で何とかできないのですかね。 |
| | 木村委員 | 県の担当の判断で結果が異なるようでは困りますよね。 |

| 会議事項 | 発言者 | 顛 末 |
|------|------|--|
| | 坂本委員 | 昔からこういう事例はありましたよね。町内の事業者が資材を置くのにここでないといけないという |
| | | ことで、拡張として扱わない指導が県からあったのかなと解釈しています。拡張では1/2要件に引っ |
| | | かかりますよと。○○地区のとき僅かな農地を残したのはどうかというと、拡張では旧態依然として認 |
| | | めていません。どうにも使えない土地でも残すと。ただ、最近は考え方も変わってきて、どうにもなら |
| | | ない土地は非農地判断できるという話しもあるので、どうにもならなければ放置して非農地になるしか |
| | | ないのかなと思います。この案件では事業所の隣接地で拡張に見えるから不思議なわけで、県がどのよ |
| | | うに対応したのかですね。 |
| | 佐藤委員 | ほかの候補地として検討した土地もたくさん書いてありますが、ダメだったのでこの申請地しかない |
| | | ということですか。 |
| | 坂本委員 | そういうことですよね。これは1/2要件ではないですよと。 |
| | | 〔一同が各個に発言し議論〕 |
| | 木村委員 | 申請者にとってはここが一番使い勝手の良い場所だと思います。ただ、他に適地が無いと簡単に決め |
| | | ていくと、探せば白地もたくさんあるのですよ。なぜそこではダメなのですかとなってしまう。場所が |
| | | 無いという説明は無理があって、書類をうまく作れば良いという訳ではないと思います。 |
| | | もう一つお願いしたいのですが、県との調整を重視しすぎだと思います。町の意見をもっと主張すべ |
| | | きです。農業委員会でこれだけの人が集まって議論した意見が通らない。もう少し意見が反映できるよ |
| | | うにしていただけたらと思います。 |
| | 議長 | 貴重な意見をありがとうございます。 |
| | | ほかにご意見はありますか。無いようなので採決に入ります。 |
| | | 第19号議案1番について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 |
| | | 〔全員挙手〕 |

| 会議事項 | 発言者 | 顛 末 |
|------|--|---|
| | 議長 | 全員賛成ということで、第19号議案1番については異議なしと回答いたします。 |
| | | 続けて、事務局は2番の説明をお願いします。 |
| | | |
| | 事務局(農政) | お手持ちの資料の見出しの2番を見ていただきたいと思います。 |
| | | 申請地は県道上里鬼石線を○○方面に進み、○○の信号を右に曲がり、300mほど進んだ場所にあ |
| | | ります。○○地区に事業所を置く株式会社○○が開発行為を行うにあたり、都市計画法による緩衝帯を |
| | | 設けるために必要とされる用地を確保するための除外申請です。 |
| | | 申請面積については120㎡。既存敷地については2万㎡以上あるため、1/2以内の面積要件は満 |
| | | たしています。 |
| | | 建築基準法、都市計画法等の他法令については県の建築安全センター等と協議済みであり、利用目的 |
| | | としては緩衝帯のため、周辺農地への支障もありません。開発区域内に町道が含まれていますが、町道 |
| | | を占用するにあたり、町道管理を行っている建設課と協議済みであります。所有者、隣接者ともに同意 |
| | | は得られています。 |
| | | こちらは旧神川南部土地改良区で平成5年に面的工事を実施した区域です。 |
| | | 2番の概要については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。 |
| | | |
| | 議長 | 2番について、地区担当の野村委員からご意見があればお願いします。 |
| | ₩ | #t.) z + 10 + 14) |
| | 野村委員 | 特にありません。 |
| | 議長 | それでは質疑に入りたいと思います。 |
| | 村文 八 | 第19号議案2番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。 |
| | | 初10万哦未2亩に フいて、 貝がかのの力は手丁でして心力でだってくたです。 |
| | 坂本委員 | │ │ 内容がよく分からないのですが、これは建築基準法に違反しているから正すために緩衝帯を作るとい↓ |
| | 坂本委員 | 内容がよく分からないのですが、これは建築基準法に違反しているから正すために緩衝帯を作るとい |

| 会議事項 | 発言者 | · 東 末 |
|------|---------|--|
| | 事務局(農政) | うことですか。 事業者が工場内に新たな建物を建築しようとしたところ、緩衝帯がないなど法に適合しない箇所があることが判明しまして、これらを解消することを目的とした申請となります。開発等については建築安全センターと協議済となっております。 |
| | 坂本委員 | 法令に適合していないから適合させるためにここを使うということですね。 |
| | 事務局(農政) | はい。転用の際はほかの白地の農地も使うのですが、青地はこの申請地のみとなります。 |
| | 坂本委員 | 除外案件は基本的に転用も通るように調整していると思いますので、説明の際は転用のことも触れていただけると良いかなと思います。 |
| | 事務局(農政) | 承知しました。 |
| | 議長 | ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に入ります。 第19号議案2番について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕 全員賛成ということで、第19号議案2番については異議なしと回答いたします。 続けて、事務局は3番の説明をお願いします。 |
| | 事務局(農政) | お手持ちの資料の見出しの3番を見ていただきたいと思います。 申請地は〇〇のすぐ東の踏切を北に向かい、突き当たった場所にある農地です。 申請者は〇〇さん。親の農地に分家住宅として住宅を建てるための除外申請で、家族構成は申請者夫 |

| 会議事項 | 発言者 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
|------|---------|--|
| | | 婦と子供の3人家族です。子供ができ、アパートが手狭となったことと、実家の両親の健康面に不安が |
| | | でてきたことから、両親の住む住宅の隣に分家住宅の計画を立てたとのことです。 |
| | | 計画地の南側に農地を残し、畑として耕作する予定です。また、北側の分筆ラインを東側の宅地のラ |
| | | インと合わせることにより、北側の農地の営農にも支障ありません。申請地の形が南に細く伸びている |
| | | のは、排水管を埋設するにあたり、宅地として確保する必要があるためです。 |
| | | 農地台帳等を確認し、他に候補地が無いことを確認しています。 |
| | | 今回の申請にあたり、所有者、隣地からの同意も得られており、周辺農地への支障もありません。 |
| | | こちらは旧神川東部土地改良区で平成7年に面的工事を実施した区域です。 |
| | | 3番の概要については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。 |
| | 議長 | 3番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。 |
| | 藤牧委員 | 特にありません。 |
| | 議長 | それでは質疑に入りたいと思います。 |
| | | 第19号議案3番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。 〔質疑なし〕 |
| | 議長 | よろしいですか。無いようなので採決に入ります。 |
| | | 第19号議案3番について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 |
| | | 〔全員举手〕 |
| | 議長 | 全員賛成ということで、第19号議案3番については異議なしと回答いたします。 |
| | | 続けて、事務局は4番の説明をお願いします。 |
| | 事務局(農政) | お手持ちの資料の見出しの4番を見ていただきたいと思います。 |

| 会議事項 | 発言者 | 顛 末 |
|------|------|--|
| | | 申請地は○○の近くです。県道上里鬼石線を○○方面に進み、○○を左に曲がり、60mほど行った |
| | | 場所にあります。 |
| | | 申請者は〇〇さん、〇〇さんの連名です。親の農地に分家住宅として住宅を建てるための除外申請で、 |
| | | 家族構成は申請者夫婦と子供の3人家族です。今回申請する農地を耕作している祖母が80歳を超え、 |
| | | 営農に支障がでてきたことから、申請者が家を建て、隣接した分筆後の農地を耕作していきたと考え、 |
| | | 選定を行ったとのことです。申請する農地は1,390㎡あり、そのうち、390㎡を宅地として利用 |
| | | し、1,000㎡を農地として耕作すると聞いております。 |
| | | 農地台帳等を確認し、他に候補地が無いことを確認しています。 |
| | | 今回の申請にあたり、所有者、隣地からの同意も得られており、周辺農地への支障もありません。 |
| | | こちらは旧神川南部土地改良区で昭和63年に面的工事を実施した区域です。 |
| | | 4番の概要については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。 |
| | 議長 | 4番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。 |
| | 木村委員 | 特にありません。 |
| | 議長 | それでは質疑に入りたいと思います。 |
| | | 第19号議案4番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。 〔質疑なし〕 |
| | 議長 | よろしいですか。無いようなので採決に入ります。 |
| | | 第19号議案4番について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 |
| | | 〔全員挙手〕 |
| | 議長 | 全員賛成ということで、第19号議案4番については異議なしと回答いたします。 |
| | | 続けて、事務局は5番の説明をお願いします。 |

| 会議事項 | 発言者 | 顛 末 |
|------|---------|--|
| | 事務局(農政) | お手持ちの資料の見出しの5番を見ていただきたいと思います。 申請地は○○から東に200mほど行った場所にあります。 申請者は○○さん。親の農地に分家住宅として住宅を建てるための除外申請です。家族構成は申請者 夫婦で、年内には子供を出産予定と聞いております。現在○○市のアパートに住んでいますが、父親が 体調を崩し、日常生活のサポートをする必要がでてきたことから、両親の住む住宅の隣に分家住宅の計画を立てました。また、親の農業を手伝う予定とのことです。 農地台帳等を確認し、他に候補地が無いことを確認しています。 今回の申請にあたり、所有者、隣地からの同意も得られており、周辺農地への支障もありません。こちらは旧神川南部土地改良区で昭和62年に面的工事を実施した区域です。また、本申請地は平成30年に農地の南側を分家住宅として、除外、転用した経緯があります。5番の概要については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。 |
| | 議長 | 5番について、地区担当の木村委員からご意見があればお願いします。 |
| | 木村委員 | 場所等は問題ないのですが、説明の中で親の住宅の隣といいましたが、親の家は少し離れた〇〇の前にありまして、奥さんのお兄さんが分家住宅で建てた家の隣が申請地です。 |
| | 議長 | それでは質疑に入りたいと思います。 第19号議案5番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。 〔質疑なし〕 |
| | 議長 | よろしいですか。無いようなので採決に入ります。 第19号議案5番について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕 |

| 会議事項 | 発言者 | |
|---------|-----|---|
| | 議長 | 全員賛成ということで、第19号議案5番については異議なしと回答いたします。 |
| | | 以上で全ての議案審査が終了しました。慎重審議ありがとうございました。 |
| 協議・報告事項 | 議長 | 続きまして、協議・報告事項について事務局よりお願いします。 |
| | 事務局 | ・農地法第5条の規定による許可指令書の訂正願いについて |
| その他 | 議長 | 最後にその他になります。事務局よりお願いします。 |
| | 事務局 | ・第6回農業委員会総会について |
| | | |
| 閉会 | 議長 | 以上をもちまして、全ての日程が終了しましたので総会を閉会といたします。 お疲れ様でした。 |
| | | |
| | | |